

# 水害・土砂災害の避難について

市町村が出す避難情報と 国や都道府県が出す防災気象情報が5段階に整理されました。  
令和3年5月20日から下記の表現が変更になりました。

警戒レベル-④ で 避難指示の対象区域の方は

**全員避難!!** (何の防災気象情報によって、どこに発令された避難情報かよく確認してください!)

| 警戒レベル                     | 避難情報                                                         | 防災気象情報                                      | 避難行動等                                                                             | 避難所 他                                                                |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                           | 市町村が発令<br>比較的エリアが限定                                          | 国・気象庁・都道府県<br>が発表<br>比較的エリアが広い              |                                                                                   |                                                                      |
| 警戒レベル5<br>既に災害発生          | <b>□緊急安全確保</b><br>災害が実際発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令<br>(市町村が発令)  | <b>警戒レベル5相当情報</b><br>□氾濫発生情報<br>□大雨特別警報 等   | 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。                                              | ⇒すでに災害発生いのちを守る行動を警戒レベル5は出ない可能性もあります                                  |
| 警戒レベル4<br>対象区域の方は<br>全員避難 | <b>□避難指示(緊急)</b><br>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令<br>(市町村が発令) | <b>警戒レベル4相当情報</b><br>□氾濫危険情報<br>□土砂災害警戒情報 等 | 避難指示対象区域の方は、速やかに全員避難。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。       | 対象者は避難場所へ                                                            |
| 警戒レベル3<br>対象区域の方で高齢者等は避難  | <b>□高齢者等避難</b><br><b>□避難準備</b><br>(市町村が発令)                   | <b>警戒レベル3相当情報</b><br>□氾濫警戒情報<br>□洪水警報 等     | 高齢者等避難開始・避難準備対象区域の方で、避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。その他の人は準備を整えましょう。 | 対象者は避難場所へ<br>指定緊急避難場所<br>駒林小学校<br>高田東小学校<br>日吉台小学校                   |
| 警戒レベル2                    | これらは住民が自主的に避難行動をとるための参考とする情報                                 | □洪水注意報<br>□大雨注意報等<br>(気象庁が発表)               | 避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。                                                 | ※上記以外に任意の避難場所として、綱島地区センター・上町会館を開設することがあります。(開設する避難場所は災害規模によって異なります。) |
| 警戒レベル1                    |                                                              | □早期注意情報<br>(気象庁が発表)                         | 災害への心構えを高めましょう。<br>(気象庁が発表)                                                       |                                                                      |

北綱島小学校については、鶴見川や早淵川氾濫時の洪水浸水想定区域となっており  
洪水時には指定緊急避難場所として開設することは困難  
と区(市)では判断しており、避難場所を開設することは原則できません!!

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で  
地域のみなさんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう!!

避難に関する情報は、市や区のホームページ、ツイッター、港北区防災情報アプリ、テレビのd1xなどで確認することができます。

## ◆ 風水害時の避難行動(避難のサイン)を確認しましょう！

小石がバラバラ落下するなどのがけ崩れの前兆現象や、下水道などからの浸水、河川の氾濫情報、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった【避難のサイン】を参考に「**自らの判断**」で「**自らの命は自らで守る**」という考えのもと、危険がせまる前に早めに避難を開始しましょう！

### 避難のサイン(情報は早めに)

#### □下水道などからの浸水

#### □河川氾濫の危険

- ・テレビ・ラジオ・横浜市HPなどで気象情報に注意しましょう。
- ・横浜市HPなどで河川の状態を確認しましょう。
- ・外の様子に注意しましょう。

※側溝やマンホールから大量に水があふれる。

#### ■横浜市防災情報eメール

<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>

身近に迫っている緊急情報を

リアルタイムに知らせます。

QRコードから空メールを送信してください。



#### □土砂災害の危険

小石がバラバラ落下  
斜面に湧水が発生  
斜面に亀裂が発生など

崖崩れの前兆現象

避難勧告

避難準備

高齢者避難開始

などがでたら...

### 避難行動(早めに行動)

#### □安全な場所へ避難

指定緊急避難場所等の避難場所、近くの高台、土砂災害警戒区域外の親せきの家など



水平避難

#### □堅牢な建物の2階以上または、近隣の高い建物へ避難

垂直避難



#### □建物内の安全な場所へ退避

夜間や危険が差し迫っている場合など屋外へ避難するとかえって危険な場合

(斜面の反対側)  
垂直避難



## ※ ご自宅に応じた避難行動をとりましょう！

- ①ハザードマップを活用しご自宅や周辺の災害の危険性(土砂災害・洪水・高潮の危険)を確認します。
- ②災害の危険性や浸水深等を考慮し、指定緊急避難場所等の避難場所へ避難するか垂直避難で大丈夫か確認します。
- ③近くの避難場所(高台や垂直避難施設)を事前に確認しておきます。
- ④避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始や前兆現象等があった場合には速やかに避難を開始します。
- ⑤停電に備え懐中電灯やラジオを用意しましょう。

## ※ 指定緊急避難場所について

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、「洪水」、「土砂災害」、「高潮」、「地震」等の災害の種別ごとに地域防災拠点である市立小学校を指定しています。**災害の種別によって、避難できる拠点とできない拠点があるので、日ごろからよく確認しておくことが重要です。**また指定緊急避難場所の開設は、災害時、行政が避難勧告等を発令する場合に災害規模や状況に応じて決定します。

## ◆ 災害の種別によって避難できる拠点と避難できない拠点があります！

**地震時** 避難場所 ⇒ 北綱島小学校地域防災拠点 (震度5強以上の時)

**水害時** 避難場所 ⇒ 高田東小学校・駒林小学校・日吉台小学校

※この他 綱島地区センター・上町会館を開設する場合があります。

**水害時** 区が指定しない限り 北綱島小学校は 避難場所になりません！！

※ 地域防災拠点の運営母体は 住民で構成する拠点運営委員会と避難者本人となります。

小学校は 施設管理者・学校再開準備班となりますが 運営母体は市より要請を受けた市民のボランティアによるものです。